

「作業環境測定基準及び第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等の一部を改正する告示（案）について（概要）に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 5 年 4 月 1 7 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課環境改善室

標記について、令和5年1月31日から令和5年3月1日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計5件の御意見をいただき、うち3件は本件に関する御意見、残り2件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【粉じんの濃度の測定について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第2条「粉じんの濃度の測定の方法等」において、相対濃度指示方法が認められることとなっているが、K値の測定はA・B測定の時と同様、捕集対象はPM4のレスピラブル粉じんという認識でよいか。</li> <li>・サイクロンもしくは慣性衝突式の個人ばく露測定用PM4サンプラーと、個人ばく露測定用デジタル粉じん計による併行測定結果から、K値を算出する形で間違いないか。</li> <li>・併行測定の測定時間に規定はあるか。（A・B測定の場合は併行測定10分以上の規定があるため。）</li> </ul>	<p>今回の改正では、粉じんの濃度の測定におけるデザイン及びサンプリングの方法として、個人サンプリング法による方法を規定するものです。それ以外の測定の方法については、従来の測定方法（作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第2条第1項第4号、第2項及び第3項）から変更はありません。</p> <p>なお、個人サンプリング法においては、測定時間は、作業に従事する全時間と規定されており、相対濃度指示方法を行う場合でも同様となります。</p>
2	<p>【粉じんの遊離けい酸含有率について】</p> <p>個人サンプリング法による粉じんの測定について、「遊離けい酸含有率が極めて高い」と判断される数値基準は定められるのか。定めのない場合、どのように判断するのか。</p>	<p>粉じんのうち、遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く趣旨は、遊離けい酸含有率が極めて高いものは管理濃度が極めて低くなり、各作業環境測定機関等で保有する天秤等の測定精度等によっては、管理濃</p>

		度の 10 分の 1 の濃度を測定できない可能性があるためです。この趣旨を踏まえ各作業環境測定機関等の測定精度等に応じ、作業環境測定機関等ごとに個人サンプリング法で測定可能となる粉じんの遊離けい酸の含有率を判断いただくこととなります。
3	<p>【粉じんの濃度の測定の対象について】</p> <p>粉じん則第 26 条の 3 の 2 に基づく測定に限り、遊離けい酸の含有率が極めて高くても個人サンプリング法が認められるのか、それとも遊離けい酸の含有率が極めて高い場合は、粉じん則第 26 条の 3 の 2 に基づく測定も含めて個人サンプリング法による測定が不可となるのか。前者の場合、粉じん則第 26 条の 3 の 2 に基づく測定に限って、個人サンプリング法が認められるのか。また、後者の場合、遊離けい酸の含有率が極めて高い場合こそ、A・B測定で見落としがちな工学的対策が行き届いていない箇所（または行き届かないような作業方法によって）従事する作業者のばく露量を正確に把握して、適切な対処をしてもらうためにも、個人サンプリング法を認めた（むしろ推奨した）方が良いと考えるが如何か。</p>	<p>今回の改正で、個人サンプリング法の測定対象物質に粉じん（遊離けい酸含有率が極めて高い場合を除く。）を追加する改正を行うとともに、第三管理区分に区分された場所に係る有機溶剤等の濃度の測定の方法等（令和 4 年厚生労働省告示第 341 号）第 10 条第 1 項においても同様の改正を行います。したがって、遊離けい酸含有率が極めて高い粉じんにつきましては、粉じん則第 26 条の 3 の 2 に基づく測定も含めて個人サンプリング法による測定は認められません。</p>
4	<p>【捕集方法について】</p> <p>今回の改正で個人サンプリング法が認められる特定化学物質の A・B 測定の各方法の中には、サンプリングに際して、臭化水素酸（エチレンオキシド/固体捕集法）やエタノール・水酸化カリウム（臭化メチル/液体捕集法）といった有害性の有る化学物質を使用するものがあるが、それらの化学物質を個人サンプリング法に用いたことによって想定される健康影響のリスク（特に個人サンプラーを装着する人が化学物質に過敏な人だった場合）をどのように結論づけ、個人サンプリング法における測定方法を決めたのか。</p>	<p>個人サンプリング法の測定対象物質等の追加の可否を検討するに当たり、実際の捕集方法を踏まえて調査等を行った結果を専門家検討会で検討し、測定の安全性を含めて個人サンプリング法が実施可能と判断されたものを追加することとしております。なお、ご指摘の 2 物質（エチレンオキシド、臭化メチル）については、いずれも固体捕集法での測定が可能となっており、測定時の安全は担保できるものと考えています。</p>

○ 本改正告示案とは直接関係の無い御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	・喀痰吸引の件	関係部局へ情報提供させていただきます。
2	・第三管理区分に係る「直ちに」に関する御意見	今後の制度改正における参考とさせていただきます。